様式２

事　業　計　画　書

1　運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

2022年度から、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になりはじめ、2025年度にはすべてが後期高齢者となります。このため、今後、急速に介護ニーズが高まると想定されます。その後、2040年度にかけて高齢者の増加スピードそのものは鈍化するものの、支え手である現役世代人口が急速に減少していきます。また、暮らしや地域の在り方が多様化する中では、一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画して生きる力や可能性を最大限に発揮する「地域共生社会」の実現が求められています。こうした状況を踏まえ、地域ケアプラザの役割である①地域の身近な相談窓口として、日常業務及び地域住民とのつながりを通じて把握したあらゆる相談及び情報を受け止めること、②受け止めた相談及び情報に対して、各職種が連携し適切な支援を行い、あるいは適切な関係機関等につなぎ、支援策を考える場に関わること、③地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして地域課題に向けた活動を行うとともに、住民主体によるつながりや支え合いのある地域づくりを支援すること、④地域、行政、区社協、関係機関、その他様々な団体及び他の地域ケアプラザと連携し、個別支援や地域支援で捉えた課題と地域の取組を区の施策につなげることを当法人の強みを生かしながら実行していきます。具体的には、市共通の「最終目標」から、地域の実情に応じた中間目標の設定と重点的に取り組むべき問題・課題の明確化を図り、その問題・課題に対応するための具体的な取り組み内容を所長、5 職種で検討し、全ての職種が連携して地域ケアプラザ全体で取り組んでいきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくための取組みを具体的に記載してください。

杉田地区は、国道357号の海側の工業地、国道16号やJR根岸線の沿線の市街地（杉田１、4～5丁目）、丘の上に形成された住宅地（杉田坪呑、杉田2～3、6～9丁目）に区分されます。平成31年3月31日時点で高齢者（65歳以上）の比率は27.4%、75歳以上の高齢者の比率は13.8%といずれも区の平均に近い比率となっておりますが､杉田7丁目においては高齢者(65歳以上)の比率が42.4%と高齢化が進んでいる地区も多くあります。また、地域福祉保健計画の推進力となる自治会町内会も、核となる役員の交代などにより、新旧役員の共通認識が高まりにくい現状もあり、地域特性に合わせた支援をしていく必要があります。担い手の高齢化も進んでおり、担い手の発掘、育成は喫緊の課題です。そのような背景も踏まえ、すべての地域住民が、地域への関心を深め、地域課題を「我が事」としてとらえ、行動することができるよう、地域特性・地域課題等を考慮した、工夫をした働きかけ等を行っていく必要性があります。具体的には区・区社協・ケアプラザで月１回実施

していることエリア会議を通し、地域情報の把握・分析の強化や地域への関心力を高めるような仕掛け（地域情報誌の発行など）、自治会や老人会加入者だけではなく、地域の高齢者全体の見守りに取り組む体制づくりの推進、買物支援など杉田地区特有の課題に対して地域住民が自らのこととして自覚していただけるよう、動き出すきっかけを創り、動きやすいように状況を整え支援をしていきます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

・連合町内会や民生委員等の地域福祉の核となる会合に積極的に参加し、それぞれの団体と連携関係を構築し、地域の中の見守りの必要な要援護者に対する見守りの協力体制を作り上げます。
・磯子区地域福祉保健計画「スイッチＯＮ磯子」の会議や地区推進会議等に積極的に参加し、地域住民が「スイッチＯＮ磯子」をより深く理解し、積極的に取り組めるような支援を行います。
・地域との関係性が強い地域ケアプラザとしての役割を活かし、第４期磯子区地域福祉保健計画の策定に向けた支援や協力に努めていきます。
・平成24年より取り組んでいる区高齢・障害支援課、こども家庭支援課、健康づくり係、地域振興課、事業企画係、区社会福祉協議会との杉田地区エリア会議を継続し、地域の情報共有や連携強化を図ります。また、地域の福祉保健関係者などにも会議への参加を促していきます。多職種で連携することで、地域を多面的に把握した地域アセスメントシートの更新も進めています。
・区制運営方針等や地域ニーズに基づき、高齢・障害・こどもなど、さまざまな分野の自主事業に他の地域ケアプラザとも連携し取り組んでいきます。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

・建物の共有部分に関する管理運営については、「ぽこ・あ・ぽこ」との覚書に従い、適正に管理を行います。
・新杉田交流スペースについては、子どもや高齢者、障害者などの区民が相互の交流を図ること等を目的とする公益的な地域福祉活動の場であることを理解し、予約・運営・危機管理業務を適正に行っていきます。また、定期的な清掃に関しては「ぽこ・あ・ぽこ」に委託するものとします。

2　団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

〈法人の理念・基本方針〉
・地域福祉の充実をめざす・・・地域の高齢者、障害者に対する介護・福祉サービスのプランや調整、そしてデイサービスを中心とした日中活動の支援を行います。
・障害者の社会的自立をめざす・・・障害者の就労、特に一般企業における障害者一人ひとりに個別の目標を設定し、総合的な育成をはかります。

・福祉に対する啓発・・・より多くに地域の方々に、福祉について身近に感じとってもらうための啓発活動を行っています。シンプルにそしてわかりやすく　をテーマに、さまざまな企画・運営を行っています。
～わたしたちは、「最善・最適な幸福の提供」を使命（ミッション）とし、「絶えざる研鑽と成長」を誓い（コミットメント）とします～
〈業務実績等〉
障害福祉分野での法改正、介護報酬の単価改定、消費税増税など状況が変化してきましたが、当法人は職員が一丸となって、新たな事業展開やサービス内容の拡充、行政や国へのアプローチを行い、大きな成果を上げてきました。
障害福祉分野においては、知的障害者を中心に1,800名を超える働く障害者の育成と就労支援を行ってきただけでなく、障害内容とニーズの多様化に合わせ、発達障害に特化した就労移行支援事業所の立ち上げや、横須賀方面への新規事業所の拡大、援助センターの機能拡充にも取り組んできました。また、より良い就労移行支援事業の在り方について提案するべく、全国就労移行支援事業所連絡協議会の事務局として行政や国会議員に対して政策の提案などを行ってきました。
法人全体としても、職員の資質向上・適正な事業運営のために様々な方策を実施しました。法人内部に内部監査委員会を設置し、事業所間の監査を実施することで、適正な事業所運営に努めてきました。また、中堅職員で構成される企画室を設置することで、中堅職員が法人全体に対して意識を持つ機会を与え、企画力の向上を図りました。さらに、キャリアパス制度を基にした賃金体系を職員全体で構築し、見直しを図ることで、各職員が自分の行うべき役割と今後目指すべき役割・期待を明確に把握できるようにし、年功序列型から脱却した目標管理型の評価制度を実施しております。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

令和元年度末時点で、法人全体の予算規模としては約8.1億円程度となっておりますが、令和2年度に新たな事業所の設立などもあり、今後の拡大が予想されています。事業拡大や新規事業の立ち上げ、社会的ニーズに合わせた事業内容の見直しなど、安定経営を目指しています。
消費税等についても、遅滞することなく法令を遵守した対応をしています。
当法人は、産業別労働組合の電機連合神奈川地方協議会の組合活動の中から生まれた社会福祉法人です。施設母体である電機連合神奈川地方協議会とは、常に連携を密にしており、運営面での支援や、寄付や運営資金の借入等の財政面での支援を受けることもあります。

3　職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

・所長職に関しては、地域の福祉保健の拠点施設、また、地域包括ケアシステムの構築を担い運営をする施設責任者として、より専門的な知識と地域支援の考察力を持ち、指導力のある人材の配置

が求められると考えます。
・人員配置に関しては、常勤・非常勤の職員を、欠員なく適切に配置し、欠員が生じた際には、随時職員を採用し、適切に業務が遂行できるよう努めます。特に地域包括支援センターや地域交流コーディネーターに関しては、求められる地域支援の観点から専門知識とコミュニティーソーシャルワークの視点のある適切な人材配置と育成を進めていきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

・法人全体としても、職員の資質向上・適正な事業運営のために様々な方策を実施しました。
新任職員対象の研修プログラムに従い、外部講師のマナー研修はじめ配属前の研修を行っています。また、法人全体（常勤・非常勤）の研修を年に2回、権利擁護やストレスマネジメント等必要とされる育成研修に取り組んでいます。
・職員に必要とされる知識や能力を効率的に習得させていくために、半年ごとの人事考課面談にて、業務能力、自己研鑽や事業目標に対する取り組みや業務に対する姿勢等を評価し、職員一人ひとりの成長と、組織の改善・向上に努めていきます。
・常勤・非常勤に関わらず職員の資質向上を図るため、法人内の研修だけでなく積極的に外部の研修にも参加し、研修報告等は、上席者だけでなく全ての職員が閲覧できるような仕組みをつくり情報の共有化を図ります。また、研修会へ参加するだけでなく、研修会への講師派遣なども積極的に行うことで、より高い職員資質の向上を目指しています。
・法人内のイントラネットを活用し、職員間の情報共有のツールとして活用するだけでなく、研修報告や業務改善の情報交換を行い、業務の効率化やモチベーションアップにつなげています。
・資格取得に対するインセンティブとして、法人内の報奨制度を活用することで、職員の質の向上をめざし、可能性のある職員については非常勤職員から常勤職員の登用も行っていきます。令和元年12月末現在、地域ケアプラザ内の資格取得者数は、52名の職員中介護福祉士12名、ケアマネジャー11名、社会福祉士6名、精神保健福祉士1名となりました。

4　施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

法人に設備担当の職員を配置し、更に施設の保守・管理を専門業者が月数回定期的に施設内を巡回・チェックすることで、日常的な施設の管理とメンテナンスを行っています。施設も建設当初より既に23年経過しており、修繕箇所も年々増加していますが、これらに対し、法人所有の障害者施設とケアプラザが相互に連携しながら修繕を計画・実施することで、より効率的な保守・管理を目指しています。平成30年度は消防設備改修（誘導灯及び誘導標識）やグリルシャッター補修工事（ケアプラザ送迎玄関）、令和元年度は給湯設備ガス自動遮断装置更新工事等、施設利用者に不便をかけることなく大規模な修繕も計画的に行ってきました。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制及び事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

・事故に際しては、事故防止・事故対応マニュアルを整備し、全職員に周知徹底を図り、事故発生時には速やかに横浜市に報告します。ケガの可能性のある事故に関しては、施設職員だけで判断せず、必要に応じて医療機関の受診を勧め、医師に判断を仰ぐなど適切な処置を行い、慎重で丁寧な対応を行います。また、賠償責任保険に加入し、必要に応じ損害賠償責任に対応します。 ・防犯については、駅前の複合施設で、新杉田交流スペースも併設されていることから、通り抜けを目的とした、不特定多数の地域住民の入館が懸念されます。施設全体の防犯対策のため、施設利用者に対する入館バッチの携行についてご協力いただき、不特定多数の駅利用者の流入や、不審者の侵入が無いように、受付近辺や送迎車駐車場の防犯カメラの設置で防犯に努め、より安全な運営に努めます。 ・「福祉避難場所開設・運営マニュアル」を施設全体として整備し、災害時等の体制整備を行います。加えて、火災等の発災時には、ＪＲ新杉田駅、横浜シーサイドライン新杉田駅、新杉田駅ショッピングセンタービーンズとも連携し相互協力のもと,利用者の避難誘導にあたります。また、津波発生時には津波避難者に対して、施設を開放し迅速な避難を支援します。 ・JR新杉田駅・横浜シーサイドライン新杉田駅・新杉田駅ショッピングセンタービーンズ・当法人での四者合同防災訓練を春・秋年２回実施していきます。 ・各部署での安全衛生活動計画の実施状況の確認とヒヤリハットや事故報告について安全衛生委員会を月１回実施していきます。

(3) 災害に対する取組みについて

ア　福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

・「福祉避難場所開設・運営マニュアル」を基に市や区の協力要請に応じた体制を構築し、市や区と連携しながら状況に応じた対応に努めます。加えて、火災等の発災時には、ＪＲ新杉田駅、横浜シーサイドライン新杉田駅、新杉田駅ショッピングセンタービーンズとも連携し相互協力のもと、利用者の避難誘導にあたります。また、津波発生時には津波避難者に対して、施設を開放し迅速な避難を支援します。 ・JR新杉田駅・横浜シーサイドライン新杉田駅・新杉田駅ショッピングセンタービーンズ・当法人での四者合同防災訓練を春・秋年２回実施していきます。 ・災害時の応急備蓄物資について、適切に更新し管理します。

イ　災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

・津波緊急避難場所や福祉避難場所として、作成したマニュアルを基に市や区の協力要請に応じた体制を可能な限り構築し、市や区と連携しながら状況に応じた対応に努めます。
・災害時の応急備蓄物資について、適切に更新し管理します。
・火災等の発生時の体制整備は、JR・新杉田ショッピングセンター(ビーンズ新杉田)・横浜シーサイドラインと連携した4者合同防災訓練を年2回開催し、緊急時に備えます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

・施設利用に関しては、広報誌に記載し連合町内会長会と連携して地域に全戸回覧しています。申し込みは、公平性を重視し、窓口にて「申込書」の提出を基本とし、電話での予約は受け付けず、施設利用の1か月前、2か月、3か月前の朝9時の受付時に複数の団体が重なった場合は、話し合いやジャンケンなどで決めてもらいます。
・地域包括支援センターの相談対応の中で、介護認定を勧める場合には、公正中立な立場で居宅介護支援事業所の情報提供を行います。
・居宅介護支援事業においては、関係行政機関、地域の保健・福祉・医療サービス、ボランティア団体等と綿密な連携を図り、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整し、常に利用者の立場で公正中立な居宅サービス計画を作成します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

・ケアプラザの各事業において、利用者に対し、年1回アンケート調査を実施し、利用者のニーズや要望の把握に努めます。また、施設内にご意見箱を常設し、アンケート実施期間以外にもご利用者のご意見が頂きやすいような環境の整備を進めます。
・苦情への対応については、法人の苦情解決事業規程により設置された苦情相談窓口職員と苦情解決責任者を中心に対応するものとしますが、日常的な苦情や要望に対しては、全職員が受け付けられるようにします。加えて、苦情の内容に応じて、法人の苦情解決事業規程で定めた外部の第三者委員からもご意見を頂き、行政や国保連、横浜市福祉調整委員会・横浜市ご意見ダイヤルを紹介する等、真摯かつ誠実な姿勢で取り組みます。
・ボランティア交流会での情報交換の中からニーズの拾い出し、運営協議会から施設への要望などの受け付けも継続していきます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

・法人の設置する個人情報保護規定により、施設利用者の個人情報保護に対して取り組みます。
また、個人情報の流失防止のためにダブルチェックの励行やチェックリストの確認等により、現場

職員の取り組みの中でも、個人情報が流出しないよう留意します。
・情報公開に関する取り組みについては、情報開示の要請に応じ、法人の運営状況等については情報を公開します。また、法人の開設するホームページで随時、情報を公開します。
・職員に対して人権啓発研修を計画的に実施し、職員の人権に関する理解と認識を深め、人権感覚の研鑽に努めます。
・学校や地域・企業への人権教育推進の啓発研修の支援も行います。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ３Ｒ夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

・地域ケアプラザだけでなく、同一施設内の障害者施設と連携し、ゴミの分別を徹底し、専門の業者に廃棄を委託しゴミの減量化を推進します。
・空調の温度設定を夏の冷房は28度まで、冬の暖房は20度までと設定し、職員だけでなくご利用者に対してもご理解が得られるように空調スイッチの周辺に掲示をします。使用していない部屋や廊下の消灯やOA機器の省電力対応などの節電にも積極的に取り組みます。
・ミスコピーを減らし、裏紙を利用、備品に関しても法人内の他施設で不要になったものを活用する等、リユースやリサイクルの取り組みを進めます。ペットボトルのキャップの収集箱を受付脇に設置し、エコキャップ推進事業への協力を行っていきます。
・自主事業等に必要な物品購入については、極力地域の商店を利用するなど商店街の活性化を意識し、また、商店主の方と顔の見える関係性構築にも役立てています。
・施設周辺には庭等はほとんどないため、施設と駅を連結する共通通路において花の植栽などを行い、緑化の推進にも取り組みます。

5　事業

(1) 全事業共通

ア　施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

・貸会場の稼働率の向上を目指し、新たな貸会場に結びつくような自主事業の開催を目指します。（夜間利用率の向上を目指し、夜間開催の自主事業についても引き続き開催します。）
・広報誌の活用や貸室の空き情報の掲示などを検討します。
・利用者のためになる情報発信については、ケアプラザ広報誌を年4回発行し、その中で各種の医療や福祉保健に関する情報を掲載します。広報誌は、地域の連合町内会長会のご協力を仰ぎ、担当地域への全戸回覧を目指します。また、区や市民利用施設、地域の病院、薬局、商店等や施設前の共通通路に面した掲示板にも持ち帰れるように設置をしたりし、幅広い方々に興味関心を持っていただけるように工夫をします。また、ホームページでも配信し、活きた情報提供に努めています。

イ　総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・こども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

・高齢者、障害者、子育て支援等の福祉全般の相談について、ご利用者が求めている情報を適切に提供し、また福祉に関する政策制度や社会資源等の情報を常に把握し、適切な支援につなげます。 ・地域の相談機関（生活支援センター、地域活動ホーム、南部地域養育センター等）とも連携し、適切な相談事業を行います。 ・地域の自治会町内会の会議等に積極的に参加し、地域福祉のネットワークを構築しつつ、地域社会に埋もれているニーズや課題を見つけ出し、地域のインフォーマルサービスの掘り起こしも行います。 ・ケアプラザの自主事業だけでなく地域の行事などに積極的に参加し、気軽に相談できる関係づくりや情報提供なども行います。 ・地域包括支援センター職員が訪問等の外出等の理由で不在の場合でも、適切に相談対応ができる体制の強化を図っていきます。

ウ　各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

・地域包括支援センター３職種及び地域交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの専門性を活かし、個別支援・地域支援を統合し、総合的な連携を図りながら支援を進めます。 ・地域包括支援センターが把握した課題を両コーディネーターも含めて地域に伝え、地域でできる支援体制や啓発事業、社会資源開発等へつなげていきます。 ・両コーディネーターが把握している地域ニーズから、地域包括支援センターでの取組につなげていきます。 ・毎月１回、所長以下、地域包括支援センター３職種及び地域交流コーディネーター、生活支援コーディネーターによる会議を開催し、地域の課題やニーズに関する検討や情報共有を実施していきます。

エ　地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

・地区エリア会議では、区高齢・障害支援課・こども家庭支援課・健康づくり係・地域振興課・事業企画係、区社会福祉協議会と地域包括３職種・地域交流コーディネーター・生活支援コーディネーターなどで地域情報を共有化、地域課題の検討を行っています。毎月の実施により、顔の見える関係の構築が図られ、地域課題等に区、区社協、ケアプラザが一体となって支援できる体制整備が出来ています。 ・杉田地区センター、磯子スポーツセンター、浜中コミュニティハウス、南部地域養育センター、

地域活動ホームいぶき、杉田劇場等公共施設が多い地域特徴を活かし、連携した事業開催も継続して行います。

オ　区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

・誰もが幸せに暮らせるまちを目指して区行政と協働し、磯子区地域福祉保健計画の推進に取り組んでいきます。
・磯子区運営方針の目標達成に向けた取組を区行政と協働で行っていきます。
・生活困窮者自立支援事業及び寄り添い型学習支援事業等の推進に向けた協力体制の整備を図ります。

カ　地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の一員として参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

・区役所、区社協と連携し、地区別計画や地域活動の推進に向けた取組を進めていきます。
・地域に身近な機関である地域ケアプラザの機能を生かし、地区の実情に応じた支援を進めます。
・住民のニーズや生活により身近な自治町内会圏域の活動の拡充を支援する取組を推進します。
・身近な地域での多様な主体と関係機関との連携・協働により、課題の把握から解決までの取組が一体的かつ重層的に機能する仕組みづくりを進めます。
・健康づくりをきっかけとした地域づくりを進めます。
・地域でつながる機会の拡大や多様な選択肢の提案等を通じて、幅広い市民の参加を一層進めます。

(2)　地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

・高齢者に対する事業としては、介護予防や引きこもり予防の事業や自主化した体操教室への継続支援、また、スクエアステップ指導者養成講座のボランティア指導者が活躍する場の情報提供などにも取り組みます。
・障害者に対する事業としては、聴覚障害者や中途障害者への交流の場の提供や情報提供の事業、また、屏風ヶ浦地域ケアプラザ、磯子スポーツセンターと共催している就労障害者の余暇支援事業も継続して行います。
・子育て支援に対する事業としては乳幼児の体操教室「ベビィとママの体操」や母親の情報交換の場の提供「ひよこカフェ」などを実施します。また、「育メン講座」等実情に合わせた講座開

催などに取り組みます。
・団塊の世代が地域で活躍していくためのきっかけとなる事業にも取り組み、地域の中で核となり得る人材の発掘した上で、新たな地域の福祉活動へ結び付け自主活動化を目指します。
・地域の歴史を学ぶ会では、地域の人材発掘と歴史散策等健康増進にも繋げ、多くの方に参加頂できました。中心となる人材の支援をしながら、自主活動化を目指します。
・ケアプラザが主催する各種の事業は、徐々に参加利用者が主体的に活動できるように、支援をフェイドアウトさせますが、活動の状況に応じ、再度支援を強化する等、継続的な支援を行います。

イ　福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

・貸会場の稼働率の向上を目指し、新たな貸会場に結びつくような自主事業の開催を目指します。（夜間利用率の向上を目指し、夜間開催の自主事業についても検討します。）
・発表会・講演会など、日頃の団体の活動の成果を披露する場を設けます。
・地域住民の福祉保健活動団体に対する、スキルアップ講座（福祉・医療手話講座）などを開催します。

ウ　ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

・法人開設当初より、法人独自の事業として「ボランティア体験講座」を開催しています。設立母体の電機連合神奈川地方協議会傘下の労働組合の組合員だけでなく、地域の方々や、行政職員等も受け入れており、延べ2,900名以上の方々を受け入れてきました。この取り組みについては、今後も継続していきます。
・デイサービスで、個人のボランティアを受け入れたり、会場利用される団体にデイサービスでのボランティア活動をお勧めしたりなど、ボランティアの拡大に努め、活躍の場のコーディネートをすすめます。
・これまでの実績の中で、乳幼児の保育ボランティアを育成し、地区センターや周辺の地域ケアプラザにも紹介・派遣をしています。これらのボランティアの紹介事業は、今後も継続したいと考えています。
・「ヨコハマいきいきポイント」の啓発を行い、高齢者層のボランティア活動を推進します。
・ボランティア交流会を開催し、ボランティア同士の意見交換、スキルアップなどを行います。
・区社協のボランティアセンターと連携を取り、必要に応じて相談者にボランティアに関する情報提供などを行います。

エ　福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

・法人のホームページを積極的に活用し、地域交流部門の情報提供や貸会場案内を掲載します。
・広報誌「まどか新聞」に、福祉保健の啓発関連記事等地域住民に役立つ記事の掲載を目指します。
・地域福祉の拠点としてのケアプラザを、より一層身近に感じて頂けるように地域の商店街、病院、薬局、銀行、企業などにご協力いただき、店頭等での広報誌の配架を進めます。
・共通通路壁面に設置した大型掲示板に、自主事業のチラシや広報誌を掲示し、通行する地域住民に情報発信し、またチラシを気軽に持ち帰れるよう設置します。
・連合町内会長会 、民生委員等の地域福祉に関する団体の会合や行事、地区社協会議、防災拠点会議、障害児者防災会議、障害児余暇支援連絡会、子育て支援連絡会等の会議に積極的に参加し、地域課題やニーズについての情報収集や意見交換に努めます。
・小中学校との福祉教育への協力や商店街関係との交流・推進を図り、地域の課題点やニーズについての情報収集や意見交換を積極的に行います。
・ケアプラザの実施する自主事業や利用団体の一覧表を作成し、福祉保健活動を把握し情報提供を行っています。
・会場利用者との会話や利用者アンケートなどの中から、ニーズを発見し自主事業等の改善や新規事業立ち上げに繋げます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア　高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

・地域ケアプラザ事業や地縁団体活動等で地域住民等へアンケート調査を行い、各地域が必要としている社会資源等の分析を行います。
・生活支援体制整備事業に関連する地域の課題・ニーズ等を把握して、既存の社会資源支援及び社会資源開発に取組んでいきます。
・社会資源調査を行い、担い手不足の問題や活動内容の見直し等について代表者等と共に考えていきます。
・毎月の多職種・他機関とのエリア会議において、相互理解を促進し、職種間と連携して地域課題の明確化や共有化を行います。

イ　多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会、地区社協及びボランティア団体等と日頃から話し合える関係を築き、活動の内容や強み、抱えている課題を把握し、支援のタイミングを見極め、必要な支援を行います。
・コーディネーターとして、高齢者の孤立防止や生活支援に関する活動を把握しておくことが求められます。無償のボランティアで活動を行っている団体や有償で助け合い活動を行っている団

体もありますので、それぞれの活動理念や設立の経緯などの把握にも努めていきます。
・現在は高齢者関係の活動を行っていないボランティア団体やＮＰＯでも今後連携することや新たな活動を提案していくこともできますので、協働できる可能性を探る観点から把握に努めます。また、老人クラブなども当事者団体として様々な活動を展開していますので連携していきながら、その活動の支援も行っていきます。

ウ　目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

・包括レベル地域ケア会議、第４期磯子区地域福祉保健計画「スイッチＯＮ磯子杉田地区会議」等の場を活用し、必要な介護予防、社会参加等にかかる活動推進に努めます。
・包括レベル地域ケア会議等の場を活用し、地域住民活動の実情に合わせた生活支援体制整備の取組みをします。
・毎月の多職種、他機関とのエリア会議において、明確化した地域課題の解決に向けて連携を図ります。

エ　地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

・Ayamu サービス情報共有ページにおいて、地域資源情報の状況把握や収集、データ入力など、情報整理に取り組んでいきます。
・地域に愛着を持ち、自分の興味・関心のある活動をきっかけに地域活動に関われるよう、様々な自主企画事業等を展開していきます。
・買い物困難者への支援など、地域だけでは解決が難しい課題も増えており、地域の個別課題の解決をきっかけとしたつながりづくり、リーダー層の育成が求められています。課題解決を区役所・区社協・ケアプラザ等が協働しサポートすることで、地域の多くの人を巻き込み、活動を自立的・継続的に行うためのリーダー層の育成につなげていきます。
・エリア内で新規に立ち上げるサロンに対して開設支援を行う他、既存サロンに対する運営支援、ネットワークづくり支援を実施し、エリア内の居場所づくりの推進・強化を図っていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア　総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

・ワンストップの総合相談窓口として地域住民の相談に適切に対応できるよう、相談援助業務における職員のスキルアップを図るとともに、関係機関との連携を強化していきます。
・窓口対応だけでなく、ケアプラザの自主事業や地域の自治会等の集まりに積極的に出向き、制度等の情報提供や個別の相談対応等を行います。

・区役所、社協と連携しながら地域アセスメントを実施し、担当圏域の情報収集・分析を行い、地域課題を把握します。

イ　認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

・認知症普及啓発のために地域の中で「認知症サポーター養成講座」の開催を積極的に取り組みます。
・認知症サポーターを認知症支援活動につなげていけるよう、フォローアップ講座を展開し、「いそごオレンジボランティア」登録を推進していきます。
・認知症の方やその家族が住みやすいような地域づくりを目指し、磯子区徘徊高齢者あんしんネットワーク等の地域で認知症高齢者を支える仕組みづくりを目指します。
・エリア内居宅介護支援事業所の認知症カフェを立ち上げた「杉田カフェアミ」へ毎月、後方支援として参加し、必要に応じて相談支援等を実施していきます。
・認知症の早期発見、早期診断のため、認知症初期集中支援チームにて各関係者、関係機関との連携を元に、早期の対応を行っていきます。

ウ　権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

・地域の集まりに積極的に出向き、最新の詐欺被害・消費者被害の手口に関わる情報提供、その対応方法や高齢者虐待防止、成年後見制度に関する普及啓発活動を行います。
・高齢者虐待の早期発見と予防を目指し、民生委員や介護サービス事業所等に対して勉強会を開催し、虐待が疑わしいケースについて早期に相談が上がってきやすい体制づくりを行います。
・老い支度の普及・啓発のための講座を開催します。また、地域に出向き様々な機会で「磯子区版エンディングノート」の講座開催に努めます。

エ　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

〈包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〉
・ケアプラザ協力医による医療相談会や隔月でのケアマネサロン等を通して担当エリアのケアマネジャーのスキルアップを図ります。
・地域包括ケアシステムの充実に向けて、地域の様々な課題や状況の把握に努めるとともに、医療機関や保健福祉関係機関、地域団体とのネットワーク構築を図ります。
・担当エリアのケアマネジャーが抱える困難ケースに対し、助言や指導、同行訪問や個別地域ケア会議の開催等、積極的に行っていきます。
〈在宅医療・介護連携推進事業〉

・地域ケアプラザの協力医と連携し、ケアマネジャーに対する医療相談や情報交換会の開催、また、地域ケア会議への出席等で医療・介護の連携推進を目指します。
・退院調整の際には積極的にケアマネジャーが病院に同行し、医療と介護の双方に対して情報の仲立ちを行います。
・地域や関係機関と連携しながら、個別ケース会議の実施を進め、地域包括ケアシステムの推進に努めます。
・在宅医療連携拠点相談室「かけはし」との連携強化に努めていきます。

オ　地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

・個別ケースについて地域の支援者を含めた多職種が多角的視点から検討を行うことで、個別課題の解決に繋げていきます。
・総合相談支援の分析やこれまでに実施した地域アセスメント等を活用、整理することで地域課題の明確化を更に図っていきます。
・地域ケア会議で取り上げた事例のモニタリングとその結果を地域にフィードバックしていきます。
・個別支援から地域支援へとつなげる様、地域ケア会議を実施していきます。

カ　指定介護予防支援事業・第１号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

・適正なケアプランの作成・評価ができる人材の育成のために区内の地域包括支援センターと連携しながら、介護予防従事者研修を開催します。
・外部の居宅介護支援事業所に委託したプランについては、利用者ご本人やご家族のニーズを把握し、本人の意欲を引き出せるような自立支援型の介護予防プランになるよう指導していきます。また、インフォーマルサービスの社会資源の活用も含めた幅広い情報提供を行っていきます。

キ　一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

・各地域で介護予防活動が継続できる人材の発掘、育成のための講座を開催し、介護予防活動をリードしていけるよう支援していきます。
・地域の自治会町内会の食事会・体操教室・老人会などで健康講座等を実施し、介護予防に関する普及・啓発活動を行います。
・新規の元気づくりステーション立ち上げ支援や既存の元気づくりステーション、地域サークル等の介護予防を重視した地域組織の育成支援に努めます。
・地域リハビリテーション事業における専門的なサービスのみでなく、事業へのボランティア活

動参加支援や育成等を行い、地域住民による支えあい活動も含めた支援体制ができるように努めます。

ク　多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

・地域包括ケアシステムの充実に向けて、介護と医療の連携に重点を置き、保健医療福祉関係者を交えた多職種での地域ケア会議を開催します。
・多職種、他機関とのエリア会議開催により、相互理解の促進、職種間の連携における課題や地域課題の共有化を図り、課題解決に向けて協働した事業展開へ繋げていきます。
・高齢者を対象としたインフォーマルサービスの情報収集と地域支援事業に対しての課題分析を行い、地域ニーズに合わせ、地域住民とともに地域づくりを推進していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

・指定居宅介護支援事業者として、介護プランの作成については、法令を遵守しながら公正中立なプラン作成を目指します。また、地域の介護事業所とも連携を取りながら、適切な支援を目指します。
・地域包括支援センターに併設されている居宅介護支援事業者として、地域の居宅介護支援事業者への委託の難しい虐待等の困難事例については、積極的に受け入れ、行政機関や地域包括支援センターとも連携を取りながら、地域ケアプラザとして一体的な支援を行います。
・地域ケア会議には、積極的に参加し、個別のケアマネジメントの事例提供に努めます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、通所介護等通所系サービス事業について、プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

・指定通所介護事業・横浜市通所介護相当サービス事業では、法令を遵守し、在宅生活の継続に資するサービス提供の事業者として、心身機能訓練から生活機能向上訓練までの機能を強化したサービス提供を目指します。
・利用者が個別に参加できるプログラムなど様々な利用者のニーズや自立した生活の維持・支援の状態に応じたサービスの提供を目指します。
・地域包括支援センターに併設されている指定通所介護・横浜市通所介護相当サービス事業者として、他の事業者では受入れが難しい重介護の利用者等を積極的に受け入れ、行政機関や地域包括支援センターとも連携を取りながら、地域ケアプラザとして一体的な支援を行い、地域連携の拠点としての機能充実を目指します。
・地域包括ケアシステム構築の一翼を担うために、医療機関との連携や地域ケア会議への参加等を

積極的に行っていきます。

6　収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

・行政からの委託された指定管理料の有効活用を常に意識し、地域住民への公正性を重視、利用している方だけが恩恵を受ける状況にならないように配慮していきます。また、納税者に対して透明性のある運営を心がけています。
・地域ケアプラザ及び新杉田駅共通通路は磯子区福祉保健課所管、新杉田行政サービスコーナーは磯子区総務課所管の磯子区の財産になり、障害者福祉サービス事業所「ぽこ・あ・ぽこ」は社会福祉法人電機神奈川福祉センターの財産になります。共有部分の修繕費や保守点検費用・光熱水費・電気代等は経費負担割合を定めています。
・所管の違う合築の建物のため修繕等は、効率的に行うための計画を立て行っています。施設も建設当初より既に23年経過しており、修繕箇所も年々増加していますが、これらに対し、法人所有の障害者施設とケアプラザが相互に連携しながら修繕を計画・実施することで、より効率的な保守・管理を目指しています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

ケアプラザ運営費は税金から支出される指定管理料、そして介護保険料と税金を財源とした介護報酬及び利用者からの利用料金で成り立っています。いずれも利用者が満足を得るサービスの対価であることを、職員一人ひとりが意識する必要があります。そのためには、満足度を引き上げる計画性をもった事業執行が求められ、必然的に資質の高い人材配置に努めなければなりません。業界内で人材の取り合いといった状況もある中、適切な職員配置による人件費の節約と同時に指定管理料に不足が生じる場合は、介護料収入や法人の他事業収益を充当するなどの措置を講じながら効率性を意識した運営に努めます。

7　前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

区事業実績評価より
【平成28年度】
＜地域ケアプラザ部門・地域活動交流部門＞
・積極的かつ主体的にエリア会議の充実を進め、連携に努めています。エリア会議の目的共有や充実のために地域診断の研修を提案し開催実現に至り、各メンバーの知識技術の向上に結びつけました。また、商店街めぐりでは商店街との十分な調整を図り、実現に向け尽力したことで、具体的な充実した地区診断、アセスメントに発展してきています。また、丁寧な地区分析から地区の活動の

情報集約の必要性を定義し、「活動情報シート」の作成に至り、「活動集」として具体的に地域に還元できたことは大いに評価できます。
・ケアプラザ内の人材育成、知識・技術の研鑽にとどまらず、他事業所・関係機関と十分に連携し、合同で事例検討を重ねることでケアプランの充足や、他機関の人材育成にも役立てています。
・単発の事業実施にとどまらず、各活動への自主化支援をはじめ、社会背景により多世代交流なども見据えた広い視野での事業の組み立てなども十分に工夫しており、今後さらに多様なニーズに応える事業の展開が期待されます。
・地域のニーズとボランティア支援を結びつけ、「階段ボランティア」の実施に至ったなど、新たな社会資源を見出しており今後さらなる新規展開や拡充が期待されます。
＜地域包括部門・生活支援体制整備部門＞
・現時点で75回の地域行事に参加し、介護予防、認知症、健康などのミニ講座を実施することで、地域住民との関係づくりを積極的に行っていること、また地域包括支援センターの存在を周知することで、地域ニーズの把握や問題への早期対応に結びついていると考えます。
・日頃から民生委員と情報共有及び信頼関係ができており、２年毎に民生委員と要援護者マップの更新をしていることは素晴らしいです。また、民生委員とケアマネジャーの交流会の場を継続的に行うことで、地域の顔の見える関係づくりを支えています。民生委員向けの勉強会を実施することで、民生委員の意識の向上にも繋がっており、民生委員が支援を必要とする方を地域包括支援センターへお連れすることで、支援を必要とする方への情報提供が行き渡りやすくなっています。
・認知症カフェ「アミ」の立ち上げの後方支援をし、無事にオープンできたこと、認知症サポーターのフォローアップ講座の実施、新設クリニックを含めた磯子区徘徊高齢者あんしんネットワークの普及啓発は、認知症への理解と地域で認知症の方を支える地域づくりに繋がっています。
・エリア内で４か所目となる元気づくりステーションを立ち上げることができ、介護予防の担い手となる人材の発掘と育成を目的に介護予防サポーター養成講座を開催したことは、地域の介護予防の意識づけの向上に繋がっています。今後も継続した支援に期待しています。
・生活支援体制整備については、地区の団体に対し、８回延べ138人へのアンケート調査を実施し、アンケート結果について、年齢・性別・エリア・ニーズの分析を行い成果物として報告書にまとめたことは、区内でも先駆的であり今後につながる素晴らしい取組だと考えます。
・今後も人材育成に力を入れている地域ケアプラザの強みを生かし、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を進めていくことを期待します。

【平成29年度】
＜全事業共通部門・地域活動交流事業部門＞
・地域に積極的に出向き、新しい情報や変化について貪欲に収集している姿勢と、その情報を新規事業へつなげていっていることは大いに評価できます。
・複数回の地域ケア会議を開催し、その地域ケア会議から挙がった課題を捉えて、地域住民と協力して「見守りシート」を作成、町内会単位で支援体制を構築する等、地域の課題をスピーディーに解決していく技術は特筆できます。
・地域からの相談に対して、見守りのツールとして提案した「救急医療情報キット」についても、

丁寧な対応で地域から承認され、更に、地域ケアプラザ内の連携で必要なケースに積極的に設置を進める、地域ケアプラザでの配付が可能になる等、事業を拡大していったことは評価できます。
・ケアプラザ内の人材育成、知識・技術の研鑽にとどまらず、他事業所・関係機関と十分に連携し、合同で事例検討を重ねることで、地域全体のケアプラン　の充実や他機関の人材育成にも役立てています。
・幅広い分野での自主事業を実施し、各活動への自主化支援をはじめ、新しい地区や場所に出向いて新規事業を行っていく等工夫がみられます。今後さらに多世代の多様なニーズに応える事業の展開を期待します。
・エリア会議を主体的に開催し、アセスメントシートを更新することで、メンバーの情報の共有化に役立てられました。抽出された課題の分析に取り組み、より充実された地区アセスメントとして、課題解決のツールとして活用されることに期待します。また、既存の地域活動や自治会町内会で行っている活動の支援をより積極的に進めていくことを期待します。
＜地域包括支援センター運営事業部門・生活支援体制整備事業部門＞
・生活支援体制整備については、５職種の連携の下、地域の事情に配慮しつつ着実に取組が進んでいると感じました。今後も、独自の視点や工夫で取り組んでいくことを期待します。
・地域ケア会議を個別ケースと包括レベルで計７回開催しており、地域との情報共有と地域の課題解決に積極的に取り組んでいます。
・介護予防が必要な地域に対し、介護予防普及啓発事業を実施し、元気づくりステーションの立ち上げにつなげています。

【平成 30 年度】
＜全事業共通部門・地域活動交流事業部門＞
・積極的かつ主体的にエリア会議の充実を進め、連携に努めています。地区を理解するための商店街めぐりでは商店街との十分な調整を図り、実現に向け尽力しました。また、より地区を知る目的で地図とアセスメントシートを見ながらの自治会町内会のアセスメントは、各担当が事業展開を行う上でも大きな情報ツールとなりました。
・活動団体への自主化支援をはじめ、事業からのニーズをとらえ、更に多世代交流や高齢者の居場所等も見据えた広い視野での事業の組み立てなどの工夫もあり、今後さらに多様なニーズや地域課題に応える事業の展開が期待されます。
・スイッチ ON 磯子では、地域内の各団体へのつながりづくりを意識した取組に協力しました。今後継続されるつながりづくりの取組に積極的に関わり、新たな地域の取組に結びついていく支援を行っていくことが望まれます。
＜地域包括支援センター運営事業部門・生活支援体制整備事業部門＞
・全職種が一体となり、継続的に丁寧な地域アセスメントを行い、多世代交流の場をつくり、高齢者の社会参加の促進にもつなげて下さいました。こうした丁寧な取組を、今後も全職種で連携して実施することを期待しています。
・現時点で 53 回の地域行事への参加や、介護予防、認知症、健康などのミニ講座を実施し地域住民との関係づくりを積極的に行うことが、地域ニーズの把握や問題への早期対応に結びついていると

考えます。
・一般介護予防事業については、丁寧な地区診断により戦略的に介護予防教室を展開しており、新たなグループの立ち上げや、参加者自身が活動の場を広げ、役割を持ち、いきいきとした生活が送れるような支援を行っていました。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

常勤職員充足率（平成28年度から平成30年度まで）
・地域活動交流コーディネーター　100%
・生活支援コーディネーター　100%
・地域包括支援センター社会福祉士　100%
・地域包括支援センター社会福祉士（増員分）100%
・地域包括支援センター主任ケアマネジャー100%
・地域包括支援センター看護師等　91.78%
【欠員期間】平成30年1月1日～平成30年3月31日（90日）

様式３

指定管理料提案書及び収支予算書
（横浜市新杉田地域ケアプラザ）

１　指定管理料提案書

（1）地域ケアプラザ運営事業　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド対象人件費（非課税）※１	内訳（地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費）	9,091,834
賃金水準スライド対象外人件費（非課税）	内訳（地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費）	1,431,944
事業費（税込）	材料費の一部、講師謝礼金	535,700
事務費（税込）	交通費、通信運搬費、消耗品費、研修費等	1,491,822
管理費（税込）	・光熱水費　3,321,000 円 ・施設維持管理費（各種保守点検費）3,997,700 円	7,318,700
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
施設使用料相当額※２		△3,587,500
合　計		16,756,500

※１：（地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数（0.125 人工））＋（地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数）＋（地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数）

※２：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業 （単位：円）

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド対象人件費（非課税）※3	内訳（生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費）	[redacted]
賃金水準スライド対象外人件費（非課税）	内訳（生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費）	[redacted]
事業費（税込）	講師謝礼金等	[redacted]
事務費（税込）	交通費、通信運搬費、消耗品費、研修費等	[redacted]
合　計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

（単位：円）

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド対象人件費（非課税）※4	内訳（地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費）	25,858,066
賃金水準スライド対象外人件費（非課税）	内訳（地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費）	6,602,644
事業費（税込）	講師謝礼金等	68,500
事務費（税込）	交通費、通信運搬費、消耗品費、研修費等	942,700
管理費（税込）	・光熱水費　883,000円 ・施設維持管理費（各種保守点検費）991,000円	1,874,000
指定額	協力医謝金630,000円、小破修繕費126,000円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△5,840,910
合　計		30,261,000

※4：（地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数（0.375人工））＋（地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数）＋（地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数）

(4) 一般介護予防事業

（単位：円）

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	講師謝礼金、消耗品費、チラシ印刷代等	154,000
合　計		154,000

2　収支予算書

（単位：円）

項目			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
内訳	横浜市支払想定額	地域ケアプラザ運営事業(a)	16,756,500	16,756,500	16,756,500	16,756,500	16,756,500
		生活支援体制整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援センター運営(c)	30,261,000	30,261,000	30,261,000	30,261,000	30,261,000
		一般介護予防事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	52,973,500	52,973,500	52,973,500	52,973,500	52,973,500
	介護保険事業収入	介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業	10,504,000	10,819,000	11,144,000	11,478,000	11,822,000
		居宅介護支援事業	22,687,000	23,140,740	23,604,000	23,604,000	23,604,000
		通所系サービス事業	89,765,000	89,765,000	89,765,000	89,765,000	89,765,000
	その他収入		25,165,000	25,165,000	25,165,000	25,165,000	25,165,000
収入合計（A）			201,094,500	201,863,240	202,651,500	202,985,500	203,329,500
内訳	人件費		135,029,000	135,907,000	136,790,000	137,680,000	138,575,000
	事業費		9,344,000	9,344,000	9,344,000	9,344,000	9,344,000
	事務費		7,444,000	7,444,000	7,444,000	7,444,000	7,444,000
	管理費		41,993,000	41,993,000	41,993,000	41,993,000	41,993,000
	消費税等		774,000	774,000	774,000	774,000	774,000
	その他		3,404,000	3,404,000	3,404,000	3,404,000	3,404,000
支出合計（B）			197,988,000	198,866,000	199,749,000	200,639,000	201,534,000
収支（A－B）			3,106,500	2,997,240	2,902,500	2,346,500	1,795,500

様式４－１

団体の概要

（令和　2年　2月　13日現在）

（ふりがな） 団体名	（しゃかいふくしほうじん　でんきかながわふくしせんたー） 社会福祉法人電機神奈川福祉センター
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
（ふりがな） 名称	（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
所在地	〒235-0032 横浜市磯子区新杉田町８番地の７ ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 （市税納付状況調査（様式８同意書による）に使用します）
設立年月日	平成７年３月
沿革	平成８年　横浜市新杉田地域ケアプラザ・知的障害者授産施設　ぽこ・あ・ぽこ開所 平成９年　湘南地域就労援助センター開所 平成10年 中部就労援助センター（当時　川崎北部地域就労援助センター）開所 平成11年 在宅介護支援センター開始（横浜市新杉田地域ケアプラザ） 平成12年 居宅介護支援事業・通所介護事業開始（横浜市新杉田地域ケアプラザ） 平成13年 社会事業授産施設　川崎市わーくす大師 川崎市より受託 平成13年 生活支援事業受託（湘南地域就労援助センター） 平成18年 地域包括支援センター・介護予防支援事業・介護予防通所介護事業開始 平成18年 就労移行支援事業・就労継続Ｂ型開始（ぽこ・あ・ぽこ、川崎市わーくす大師） 平成18年 神奈川県生活支援事業受託（湘南地域就労援助センター） 平成20年 生活支援センターわーくす大師開始（川崎市わーくす大師） 平成22年 自立訓練事業（生活訓練）開始（ぽこ・あ・ぽこ） 平成22年 障害者就労・生活支援センター受託（湘南地域就労援助センター、中部就労援助センター） 平成23年 川崎市地域活動支援センター開始（ウィング・ビート） 平成25年 生活支援センターわーくす大師閉鎖（川崎市の相談支援センター整備に伴う） 平成26年 ウィング・ビート川崎市地域活動支援センターから就労移行支援事業に事業移行 平成27年 ミラークよこすか開所 平成28年 生活支援体制整備事業受託（横浜市新杉田地域ケアプラザ） 平成30年 就労定着支援事業開始（ぽこ・あ・ぽこ、川崎市わーくす大師、ウィング・ビート、ミラークよこすか）
事業内容等	● ぽこ・あ・ぽこ（就労移行支援事業、就労継続支援事業Ｂ型、就労定着支援事業） ● 川崎市わーくす大師（就労移行支援事業、就労継続支援事業Ｂ型、指定特定相談支援事業、就労定着支援事業） ● ウィング・ビート（就労移行支援事業、就労定着支援事業） ● ミラークよこすか（就労移行支援事業、就労定着支援事業） ● 横浜市新杉田地域ケアプラザ（通所介護事業、横浜市通所介護相当サービス、居宅介護支援事業、地域包括支援センター事業、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業） ● 横浜南部就労支援センター（障害者就労支援事業） ● 湘南地域就労援助センター（障害者就労援助事業、障害者就業・生活支援センター、神奈川県障害者生活支援事業） ● 中部就労援助センター（障害者就労援助事業、障害者就業・生活支援センター）

財務状況	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	総収入	769,060,549	761,325,685	804,724,997
	総支出	719,896,971	788,102,724	795,406,064

	当期収支差額	49,163,578	-26,777,039	9,318,933
	次期繰越収支差額	521,612,201	494,835,162	504,154,075
連絡担当者	【所　属】　横浜市新杉田地域ケアプラザ 【氏　名】　[redacted] 【電　話】　045－771-3332 【ＦＡＸ】　045－771-3334 【E-mail】　[redacted]			
特記事項				